

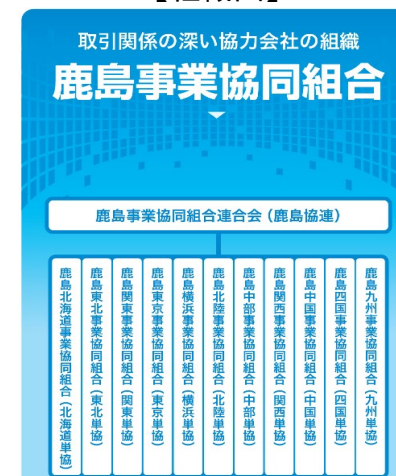
# 鹿島事業協同組合連合会及び同連合会が行う共済事業について①

## 鹿島事業協同組合連合会

- 鹿島建設株式会社の協力会社により構成され、相互扶助の精神に基づき、組合員自らが必要な共済事業を行うことにより、構成企業(組合員)の経済的地位の向上を目的とする中小企業等協同組合法に基づく協同組合連合会

【設立】 昭和49年  
 【事業内容】 共済事業  
 その他事業（共同購買事業、福利厚生事業等）  
 【職員数】 4名  
 【加盟組合数】 11単位協同組合（※）  
 (※)  
 単位協同組合の組合員の要件： 鹿島建設株式会社の協力会社  
 単位協同組合の組合員数： 約 940 社

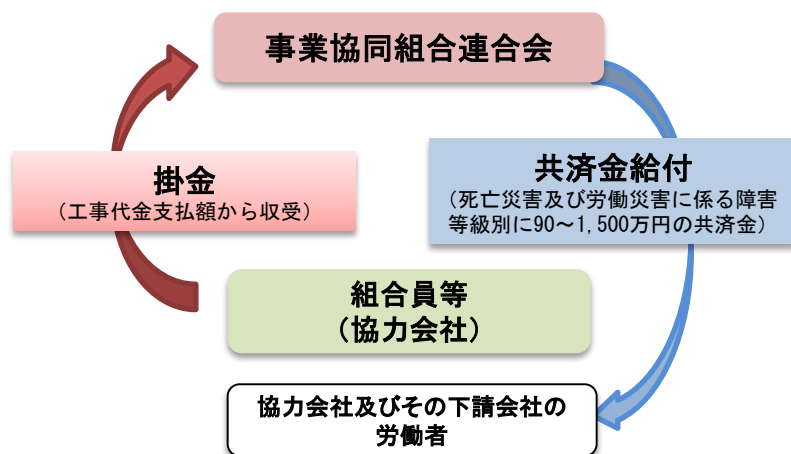
【組織図】



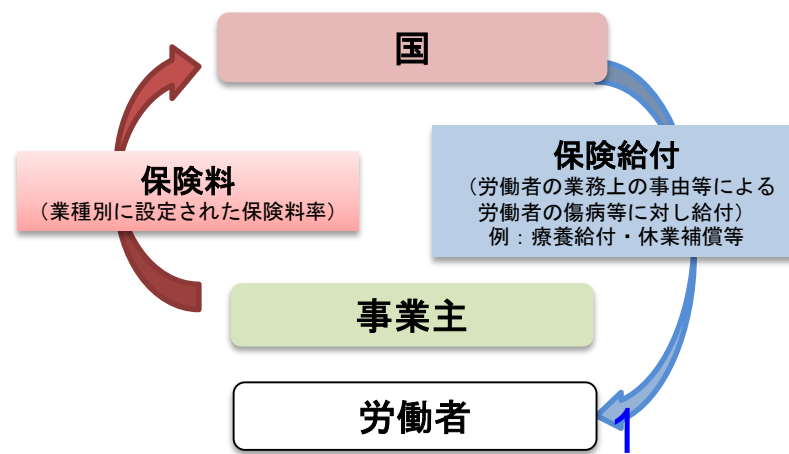
## 共済事業の概要

### ● 労災上乘せ補償制度

国の労災保険制度を補完する形で任意で加入



### (国の労災保険制度)



## 共済事業の詳細

- ・ 共済契約が可能な者 : 単位協同組合組合員、組合員以外の協力会社で鹿島建設の施工する工事に従事する者
- ・ 被共済者の範囲 : (1) 共済契約者の経営者及び従業員  
(2) 共済契約者の系列下請負人の経営者及び従業員  
(3) 共済契約者の系列下請負人の発注した中小事業主等
- ・ 共済金の支払事由 : 鹿島建設が施工する工事（JV代表者である工事を含む）で発生した労働災害等
- ・ 契約期間 : 鹿島建設と工事下請基本契約が有効であり、鹿島建設と取引がある間
- ・ 契約保有件数 : 共済事業加入者 18,684社（令和4年3月末時点）
- ・ 共済掛金の収受 : 鹿島建設の工事代金支払額から収受
- ・ 共済掛金収入 : 163,302,052円（令和3年度）
- ・ 支払共済金 : 52,500,000円（令和3年度）
- ・ 正味資産 : 333,212,997円（令和4年3月末時点）
- ・ 事業収支の差益の処理方法 : 一部を特別積立金として積み立てるほかは次期繰越し

## 共済事業の営業状況

- ・ 営業推進態勢の状況 : 鹿島建設の新規取引開始時（下請負基本契約締結時）に任意で加入の有無を確認しているものの、共済事業について特段の推奨等を行っていない。
- ・ 営業ノルマの状況 : 営業ノルマは存在しない。
- ・ 業績評価の状況 : 共済事業の契約について、業績評価は実施していない。
- ・ 顧客本位の業務運営に関する取組 : 委託を受けた単位協同組合が契約に当たり、共済事業の約款等も活用し、組合員に対して、共済事業の内容を説明するなど、重要な情報を分かりやすく提供している。

## 全国賃貸住宅修繕共済協同組合の概要

- 賃貸住宅の家主や管理会社等を組合員とし、共同事業として共済事業等を行うことを目的とした中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

【設立】令和3年10月

【事業内容】共済事業、福利厚生事業等

【職員数】4名（令和4年12月末時点）

【組合員の要件】次の要件を備える小規模の事業者（個人事業主を含む）

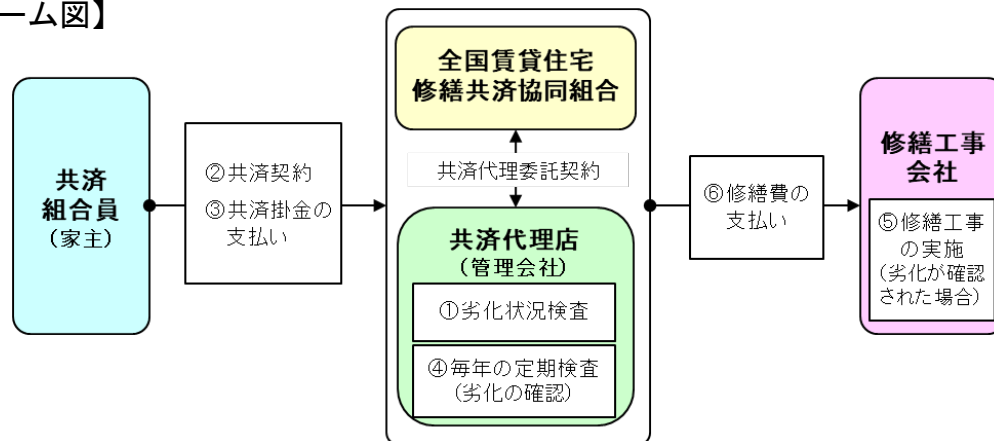
- (1) 不動産賃貸業・管理業、不動産取引業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、不動産・賃貸管理業に関するコンサルタント業の事業者であること
- (2) 国内に事業場を有すること

【組合員数】379人（うち家主88人、管理会社等291人）（令和5年2月末時点）

## 賃貸住宅修繕共済事業の概要

- 賃貸住宅の所有者（家主）が共済組合に加入し、共済掛金を支払うことにより（共済掛金は損金算入可）、共済契約締結1年後から開始される毎年の定期検査において屋根・外壁・軒裏の劣化が確認された場合等で、当該部分の修繕を行った場合に、支払った共済掛金から修繕費が修繕工事会社に支払われる事業。
- 組合員である管理会社が代理店となって家主に営業を行う。

【スキーム図】



【パンフレット】



## 共済事業の詳細

- ・ 取り扱う共済の種類：屋根や外壁を対象とする修繕共済（火災修繕共済含む）
- ・ 事業開始：令和3年11月
- ・ 契約期間：10年以上50年以内の1年きざみで契約者が設定
- ・ 共済契約が可能な者：組合員である家主（なお、組合員になるためには最低出資金1,000円を支払う必要）
- ・ 契約保有件数（家主が保有する賃貸住宅の棟数ベース）：180件（令和5年3月30日時点）
- ・ 総資産：1億1266万4682円（令和4年12月末時点）
- ・ 受入共済掛金：3,681万2,500円、支払共済金：なし（いずれも令和4年12月末時点）
- ・ 事業収支の差益の処理方法：令和4年12月末時点で純損失を計上

## 共済事業の営業状況

- ・ 営業推進態勢の状況：組合員である管理会社が代理店となり、家主と対面等で共済について説明。
- ・ 営業ノルマの状況：代理店には共済契約締結による直接的利益はなく、営業ノルマは存在しない。
- ・ 業績評価の状況：代理店の業績評価は実施していない。
- ・ 顧客本位の業務運営に係る取組：共済事業の案内パンフレットにおいて、共済に加入する際の注意事項や重要な確認事項を掲載している。また、加入に当たっては、「重要事項説明」を申込書とセットにしており、加入申込の受付時点で家主と募集人がその重要事項説明の読み合わせを行い、家主が理解していることの証明として署名捺印を受領している。